

## 2019年度 静岡県ミニHACCP承認事業申込み要領

### ○静岡県ミニHACCP承認制度

- 1 申込み資格：静岡県内食品衛生協会の会員事業所
- 2 承認者：一般社団法人静岡県食品衛生協会会長
- 3 承認対象食品：静岡県内の工場で生産される1工場1アイテム
- 4 備考：詳細はホームページに掲載されている「静岡県ミニHACCP承認実施要綱」をご確認ください。

### ○平成31年度の静岡県ミニHACCP承認事業

- 1 申込み期間：2019年4月1日（月）午前9時から4月26日（金）午後3時まで
- 2 申込み方法：ホームページからダウンロードした申請希望申込書に必要事項を記入の上、ファックス（FAX番号：054-253-6000）でお申込みください。（電話でFAXを送った旨、連絡願います）  
（申込み多数の場合、当協会、地域・業種・規模等を考慮の上選考を行いますので、あらかじめご了承ください。）
- 3 必要経費：承認申請までのHACCP指導員による指導料等、承認審査料
- 4 承認申請：指導員による指導後、2020年1月末までに承認審査料を添えてそれぞれ静岡県ミニHACCP承認申請を行っていただき、承認されれば4月以降3年間の静岡県ミニHACCPの承認となります。
- 5 検 証：ミニHACCPの承認事業所には、担当HACCP指導員が年1回以上検証を行います。

### ○HACCP責任者養成研修

静岡県ミニHACCP承認取得を目指す事業所では、HACCPに精通した指導的立場の方を中心に、事業所全体で取り組んでいただく必要があります。このため、当協会ではこのような方を対象に、HACCP責任者養成研修を開催します。

- 1 研修日程：2019年7月18日（木）、19日（金）、8月1日（木）2日（金）
- 2 申込方法等：2019年5月にホームページに掲載するほか、関係者には別途連絡致します。
- 3 研修費用：2019年度は静岡県委託事業のため原則無料ですが、資料代、移動のためのタクシー代、実地研修会場での弁当代等を徴収いたします。

担当：一般社団法人 静岡県食品衛生協会  
電話・FAX 054-253-6000  
メール [s.shoku@estate.ocn.ne.jp](mailto:s.shoku@estate.ocn.ne.jp)

## 2019年度 静岡県ミニHACCP承認事業申込み要領 追加説明

2019年度に静岡県ミニHACCP承認事業に応募し、承認取得を目指す事業者に以下のとおり、応募にあたっての注意事項をお知らせします。

- 1 「静岡県ミニHACCP承認事業」は、一般社団法人静岡県食品衛生協会会長が、会員事業者が静岡県内に置く食品関連施設を対象に承認するものです。現時点で食品衛生協会の会員となっていない事業者は、各地区の食品衛生協会あて相談していただき、会員になったうえで応募していただくこととなります。
- 2 2019年度 静岡県ミニHACCP承認事業に応募し、ミニHACCPの承認取得を目指す事業者は、2019年4月1日（月）から同年4月26日（金）まで、一般社団法人静岡食品衛生協会あてFAXでお申込みください。
- 3 申込み多数の場合、地域・業種・規模等を考慮したうえで、選考を行いますので、あらかじめご了承ください。なお、選考結果は同年5月末日までに関係者あて連絡させていただきます。
- 4 ミニHACCPの承認取得を目指す事業所では、HACCPに精通した責任ある立場の方を中心に事業所全体でHACCPに取り組んでいただく必要があります。このため、当協会では、7月から8月にかけて、当該事業所の従業員等を対象にHACCP責任者養成研修を開催しますので、あらかじめ人選と日程調整をお願いいたします。
- 5 当協会のHACCP指導員による事前調査を8月中旬に行い、問題なければ、9月以降（概略1月まで）のHACCP指導員による助言指導を行います。これに関しては有料の指導となるため、8月下旬に契約書を締結させていただきます。
- 6 指導終了後、1月31日までに承認取得のため、承認申請を行っていただきますが、この際の審査料は平成31年度から消費税別で12万円となりましたので、ご了承ください。
- 7 2月下旬の最終審査会で承認されれば、3月に承認証の交付式を行い、2020年4月以降3年間の「静岡県ミニHACCP承認」となります。この際、1年に1回以上担当HACCP指導員による検証が行われ、HACCPプランに基づいた管理が適切に行われているか確認させていただきます。不適切な管理が行われている又は検証が実施できないなどの場合、承認を取り消す場合がありますので、ご注意ください。
- 8 承認3年目には、更新申請を行うことができます。この場合の審査料は消費税別で6万円となり、承認されれば同じく3年間の「静岡県ミニHACCP承認」となります。

以上です。

2019年度「静岡県ミニHACCP承認事業」(食品製造業)

申請希望申込書

加入協会名： 食品衛生協会

2019年 月 日

(ふりがな) 申請者名 (法人の場合、法人名と代表者名を記入)	
申請者住所 (法人の場合、本社所在地を記入)	〒
申請希望対象施設名	
同施設の所在地	〒
承認取得希望食品名 (希望食品は1施設1食品アイテム)	
連絡先	電話 ( ) *連絡が取れる電話番号をご記入ください。 FAX ( ) E-mail
担当者名 部署及び役職名	
HACCP研修受講者の有無	研修の主催者、研修名、受講者 有 ( ) ・ 無
備考	

\*2019年4月1日(月)午前9時から4月26日(金)午後3時までにFAXでお申込みください。(FAX後、確認の電話をお願いします)

お申込み・お問合せ先：一般社団法人 静岡県食品衛生協会  
電話&FAX 054-253-6000